



障害者福祉

障害福祉

問 障害福祉課(第二庁舎1階) **TEL** 224-5030 / 8730 / 8382 **FAX** 224-5093

身体障害者手帳について

身体に障害のある人が、福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障害の程度により1級から6級までに区分されます。

対象者

身体障害者障害程度等級表に掲げる視覚・聴覚・平衡・音声・言語またはそしゃく、上肢、下肢、体幹、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓機能に永続する障害がある人

手続窓口

障害福祉課、福祉政策課篠ノ井分室、各支所

手続	写真	診断書	手帳	個人番号確認書類	身元確認書類
交付申請	○	○	—	○	○
再交付申請					
程度変更	○	○	○	○	○
障害追加	○	○	○	○	○
再認定	△	○	○	○	○
紛失	○	—	—	○	○
破損	○	—	○	○	○
写真貼替	○	—	○	○	○
届出					
居住地変更	—	—	○	○	○
氏名変更	—	—	○	○	○
返還					
障害程度非該当	—	—	○	○	○
死亡	—	—	○	—	—

○:必ずお持ちください。 △:後日必要になる場合があります。

療育手帳について

問 中央児童相談所・知的障害者更生相談所

所 南長野妻科282-7 **TEL** 238-8010

知的障害者が一貫した療育・援助を受け、さまざまな福祉サービスを受けやすくすることを目的とした手帳です。手帳は障害の程度により、A1、A2、B1、B2に区分されます。

対象者

児童相談所または知的障害者更生相談所で知的障害と判定された人

手続窓口

障害福祉課、福祉政策課篠ノ井分室、豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条の各支所

手続	写真	手帳	個人番号確認書類	身元確認書類
交付申請	○	—	○	○
転入届	—	○	○	○
※再判定	○	○	—	—
再交付申請				
紛失	○	—	○	○
破損	○	○	○	○
その他	○	○	○	○
記載事項変更届				
氏名変更	—	○	○	○
住所変更	—	○	○	○
返還届				
死亡	—	○	○	○

○:必ずお持ちください。

※再判定は、中央児童相談所または知的障害者更生相談所

精神障害者保健福祉手帳について

精神に障害のある人が、福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障害の程度により1級から3級までに区分されます。

対象者

精神疾患を有する人(知的障害者を除く)で、精神障害のために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人

手続窓口

障害福祉課、福祉政策課篠ノ井分室、市保健所健康課、各保健センター、信州新町支所、中条支所

手続	添付書類※	手帳	写真	個人番号確認書類	身元確認書類
新規交付申請	○	—	○	○	○
更新	○	○	—	○	○
程度変更	○	—	○	○	○
紛失	—	—	○	○	○
破損	—	—	○	○	○
居住地変更	—	○	△	○	○
氏名変更	—	○	—	○	○
返還	—	○	—	○	○

○:必ずお持ちください。

△:長野県外からの転入の場合、必要です。

※添付書類は②、④、⑤のいずれかです。

②医師の診断書(精神障害者保健福祉手帳用)

④障害者年金関係書類(精神障害を事由とする)

●年金証書の写し ●裁定通知書の写し

●直近振込通知書の写し

⑤特別障害給付金関係書類

主な障害福祉制度

手帳の種類や障害の程度、所得状況などにより受けられない場合があります。詳しくは障害福祉課、福祉政策課篠ノ井分室、豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条の各支所へお問い合わせください。

福祉給付	● 重度心身障害児福祉年金 ● 在宅福祉介護料 ● 特別児童扶養手当 ● 障害児福祉手当 ● 特別障害者手当
割引・減免	● 旅客鉄道・バス運賃割引 ● タクシー運賃割引 ● 有料道路通行料金・一般自動車道利用料金の割引 ● 航空旅客運賃割引 ● NHK放送受信料の減免 ● 長野ケーブルテレビ利用料の減免 ● avisケーブルインターネット利用料の減免 ● 各社携帯電話の割引 ● 市有施設の入場料などの減免 ● 市民税・県民税・所得税に関する障害者の所得控除 ● 自動車税・軽自動車税の減免 など

福祉制度

- 障害福祉サービス（ホームヘルプ・ショートステイ・就労支援など）
- 補装具費支給
- 日常生活用具給付
- 在宅障害者等タイムケア
- 障害児自立サポート
- 障害者自立生活訓練
- 障害者等訪問入浴サービス
- 重度障害者福祉理容費・美容費助成
- 身体障害者住宅整備補助
- 緊急通報システム
- 緊急通報FAX
- 障害者タクシー利用券交付
- 身体障害者用自動車改造費助成
- 運転免許取得費助成
- 手話通訳者・要約筆記者派遣
- 補助犬助成
- 自立支援医療費（更生医療・精神通院）
- 心身障害者扶養共済
- 移動支援サービス など



障害者福祉

〈 広告 〉

美容室が苦手な方も心地よく
一人ひとりの感覚に合わせたヘアカット

ヘアメイク フレア flair

手順はカードで確認◎
座れなくても大丈夫！
事前見学受付中
動画をしながらカット
ASD ADHD etc...

まずはお電話か公式ラインで、
お気軽にお問い合わせください。

☎ 026-224-3502

📍 長野県長野市南長野新田町1144-4
ラトール新田1F

〈 広告 〉

株式会社 **AYU** 小規模多機能 居宅介護支援事業所 **あゆ**

住まいへの訪問
あゆへの通い
緊急時のあゆでの泊り
信頼される介護を、地域の皆さまと。

日常生活に支障のある障がい者（児）のご家庭に
訪問介護職員がお伺いして支援を行います。

〒381-0022 長野市大豆島1655番地3
☎ 026-214-8889

特定非営利活動法人どんぐり福祉会

自分らしく働きたい・地域で生活したい方をサポートします。

■どんぐりファーム（法人本部）

就労継続支援B型事業所

長野市篠ノ井布施高田775-1
Tel 026-299-3288 fax 026-299-3266
mail : donguri@an.wakwak.com

■どんぐりファーム西寺尾 地域相談支援センターGland

就労継続支援B型／相談支援事業所

長野市篠ノ井西寺尾2385-1
Tel 026-214-2151 fax 026-214-2152
mail : donguri2@bf.wakwak.com

■ソラノシタ

就労継続支援A型事業所

長野市皆神台2662-6
Tel・Fax 026-213-8888
mail : soranosita@sun.gmob.jp

■ソラノシタ共和

就労継続支援A型事業所

長野市篠ノ井岡田727-1
Tel・Fax 026-213-7966
mail : sora-kyouwa@ac.wakwak.com

■どんぐりの家

共同生活援助事業所（グループホーム）

長野市南部に3か所の住居があります。
見学等をご希望の方は法人本部までお問い合わせください。



運動・学習・笑顔とやる気で育てる！

放課後等デイサービス 児童発達支援事業



長野 石渡 教室：026-219-1850
長野 吉田 教室：026-219-5501
長野 稲葉 教室：026-262-1801
長野 若槻 教室：026-219-6303
長野 吉田 第2 教室：026-266-0808
北 長野 教室：026-217-2094
中 越 教室：026-217-1203
長野 まゆみだ 教室：026-266-0631

脳を育てる運動遊び

- ✓ 学力がアップ
- ✓ 心とカラダを育む
- ✓ たくさんの成功体験！



発達障がい児の支援教室

障害福祉サービス

障害福祉サービスを利用するには、市の支給決定が必要です。

市や障害者相談支援センター、お近くの相談支援事業所に相談してください。

サービスを利用できる人

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等対象者でサービスが必要な人（介護保険制度を利用できる場合は、介護保険制度を優先的に利用してください。）

サービス利用までの手続きの流れ

①相談・申請

- 窓口
障害福祉課、福祉政策課篠ノ井分室、相談支援事業所
- 提出書類
☒ 支給申請書

②障害支援区分一次判定

調査員が自宅や施設を訪問し、申請者の状況を確認するために聞き取り調査を行います。

③障害支援区分二次判定

長野広域連合に設置された審査会が、一次判定結果と医師意見書により判定します。
※訓練等給付のみ利用する場合と障害児は、二次判定を行いません。

④計画相談

ケア会議を行い、相談支援専門員がサービス等利用計画案を作成します。

⑤支給決定

障害支援区分、利用意向、生活状況などを勘案し、利用するサービスの種類と支給量、利用者負担上限月額を記載した受給者証が交付されます。

⑥利用開始

事業者と契約後、サービスの利用を開始し、利用者負担が生じた場合は負担額を支払います。

相談窓口

車椅子の貸し出し

相談場所	電話番号	FAX番号
長野市障害者福祉センター	TEL 226-4884	FAX 226-6263
ふれあい福祉センター	TEL 227-3707	FAX 224-1513

身体障害者に関する相談

相談場所	電話番号	FAX番号
身体障害者更生相談所（長野県立総合リハビリテーションセンター内更生相談室）	TEL 296-3953(代)	FAX 295-0716

知的障害者に関する相談

相談場所	電話番号	FAX番号
長野県中央児童相談所 長野県知的障害者更生相談所	TEL 238-8010	FAX 238-8025

精神障害者に関する相談

相談場所	電話番号	FAX番号
長野県精神保健福祉センター	TEL 266-0280	FAX 266-0502

障害に関する相談全般

相談場所	電話番号	FAX番号
長野市北部障害者相談支援センター	TEL 217-2281	FAX 217-2282
長野市南部障害者相談支援センター	TEL 274-5871	FAX 274-5872

子どもに関する相談

相談場所	電話番号	FAX番号
長野市北部発達相談支援センター	TEL 259-9975	FAX 243-1717
長野市南部発達相談支援センター	TEL 285-1900	FAX 274-5872

虐待防止、権利擁護、障害を理由とした差別に関する相談

相談場所	電話番号	FAX番号
長野市障害者権利擁護サポートセンター（虐待防止・差別解消）	TEL 262-1110	FAX 243-1717

病院・施設からの地域移行に関する相談

相談場所	電話番号	FAX番号
長野市障害者地域移行コーディネートセンター	TEL 274-5871	FAX 274-5872

障害者スポーツに関する相談

相談場所	電話番号	FAX番号
長野市障害者スポーツ協会	TEL FAX 266-8834	

〈 広 告 〉

「やだ!」は、やりたいのに
デキない・わからないのサインかも!



放課後等デイサービス事業所 アルカソニア

合同会社アルカソニア

〒381-0026
長野市松岡2丁目2-41
TEL/FAX 026-405-9599
<https://www.arcusonia.com/houkago.html>

HP  Instagram 

ARCUSONIA

ながの百景



りんご（アップルラインほか）



桜づつみと西厳寺

就労に関する相談

相談場所	電話番号	FAX番号
長野圏域障害者就業・生活支援センター	TEL 214-3737	FAX 214-3971

職業訓練についての相談

相談場所	電話番号	FAX番号
長野障害者職業センター	TEL 227-9774	FAX 224-7089

心配ごと、悩みごと相談

相談場所	電話番号
きぼう相談 (長野市ふれあい福祉センター)	TEL 226-8200 (毎週火・金曜日 午前9時～午後4時)

生活困窮に関する相談

相談場所	電話番号	FAX番号
長野市生活就労支援センター(まいさば長野市)	TEL 219-6880	FAX 219-6882

地元の相談員に相談したいとき

各地区には、市が委嘱した身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員、厚生労働大臣から委嘱された民生委員・児童委員がいます。福祉増進に熱意があり地域の実情に精通している人です。また、秘密は固く守られますので安心してご相談ください。

各区域を担当する民生委員・児童委員については、福祉政策課(第二庁舎2階、TEL 224-5028)へお問い合わせください。

福祉医療制度

問 福祉政策課(第二庁舎2階) TEL 224-7829

対象となる人が医療機関など(薬局も含む)で支払った、保険診療の自己負担分を支給します。支給対象額は自己負担分のうち、1レセプトにつき500円の受給者負担金を差し引いた額です。(18歳年度末までの子どもは、受給者負担金はありません。)

※1レセプト…目安として1カ月1医療機関ごとですが、同月の入院と外来では異なります。また、薬局の場合は処方元の医療機関ごとになります。

対象者

それぞれの資格対象の詳細については、お問い合わせください。

子ども

- 0歳～18歳年度末

障害者(児)(70歳未満)

- 1～5級の身体障害者手帳をお持ちの人(ただし5級は所得税非課税世帯)
- 療育手帳をお持ちの人(ただしB2は所得税非課税世帯)
- 特別児童扶養手当1・2級該当者
- 精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの人(通院医療費のみ。18歳以上の人は所得による制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。)

65歳以上重度障害者

- 国民年金法施行令別表該当者(身体障害者手帳1～3級、4級の一部、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1・2級、障害基礎年金等1・2級など)

ひとり親家庭、父母のない児童

- 母子・父子家庭で18歳未満の児童とその児童を扶養している人、父母のない18歳未満の児童

※高等学校などで在学中に限り20歳を限度に延長可能

詳しくはお問い合わせください。

※お子さんが健康保険の被保険者本人でないこと

※母親・父親は扶養する一番年少のお子さんが受給資格を喪失するまで対象

手続きに必要なもの

- ☑ 対象となる人の健康保険情報がわかるもの(マイナ保険証、資格確認書など)
- ☑ 本人(子ども・障害児は保護者)名義の口座番号がわかるもの
- ☑ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など[障害者(児)のみ]
- ☑ 戸籍謄本(母子・父子家庭、父母のない児童のみ、写し可)
- ☑ マイナンバー確認書類(マイナンバーカードなど)
 - 障害者およびひとり親家庭等資格:世帯全員分(18歳以上)が必要です。

※必要に応じて所得内容がわかるものを提出いただくことがあります。

- ☑ 窓口に来られる人の本人確認書類

※顔写真付きの場合(運転免許証など)1点、顔写真なしの場合(資格確認書、年金手帳など)2点

給付金の申請方法

県内の医療機関などを受診したとき

医療機関などの窓口で「福祉医療費受給者証」を提示して医療費をお支払いください。受診の際は毎回提示をしてください。

- 子どもの場合

子どもについては、健康保険適用の医療費は窓口無料となります(現物給付)。医療機関などの窓口で「福祉医療費受給者証」を毎回提示してください。

県外の医療機関などを受診したとき

医療機関などの窓口で医療費を支払って受診者名が確認できる領収書を受け取ってください。市役所または各支所、市ホームページに申請用紙がありますので、記入の上、領収書(写し可)を添付して福祉政策課または各支所に提出してください。

※給付金は、県内・県外とも診療月(申請月)の2～3カ月後の28日(金融機関休業日は前営業日)に振り込みます。

※医療機関などへの受給者証の提示および県外などで受診した際の支給申請期限は、診療月を含めて6カ月以内です。なお、期限内に支払いが完納していることも必要です。お早めの提示・申請をお願いします。

届け出が必要なとき

- 長野市内で住所が変わった
- 長野市外へ転出する
- 受給者のみが長野市外へ転出する(障害者資格は除く)
- 健康保険情報が変わった
- 口座を変更したい
- 受給者証を紛失、毀損(きそん)した
- 婚姻した(母子・父子家庭のみ)※事実婚を含む
- 障害の程度が変わった
- お亡くなりになった

